

山口副大臣

それでは、ただいまから、第1回「行政改革推進本部専門調査会」を開会いたします。

本日はお忙しい中御参集をいただき、誠にありがとうございます。私は、内閣府副大臣で行政改革を担当しております、山口でございます。後ほど委員の互選により、この専門調査会の座長をお決めいただきますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、第1回会議ということで、中馬行政改革担当大臣、竹中総務大臣、川崎厚生労働大臣、長勢内閣官房副長官にも御出席をいただいております。

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。

始めに、行政改革推進本部副本部長でもあります、中馬行政改革担当大臣より、ごあいさつをいただきます。

中馬大臣

中馬弘毅でございます。

この間、顔合わせはさせていただきましたが、今日は「行政改革推進本部専門調査会」と名付けた第1回の会議でもございます。それぞれの先生方、快くこのメンバーを引き受けていただきまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

ところで、もう前回にも御説明申し上げましたが、日本の大きな国家運営の行政組織そのものも今、大きく変えようとしています。それが、この間法律を通しました、行政改革推進法以下、5つの法律でございますが、それ以外にも、各般につきまして、官から相当の国家事業を民間に移してまいりましたし、それぞれの窓口業務等まで含めて、極力地方にできることは地方で、民でできることは民でということをやらせていただいております。

その中の1つではございますが、そうした形になってまいりますと、公務員というものの在り方が、これから大きく問われてくることとなります。数を減らすことが目的ではないんです。新しい形の行政体系をつくっていく上につきましての、このお役人の在り方、公務員の在り方ということの、これが一つ大きな課題になってまいりました。

行政改革推進法の中にも、これを明確に、公務員制度の改革ということをやっておりますが、その前段といたしまして、こうした戦後続いてまいりました、もっと言えばもっと前から、専門官制度といいたしましうか、こうした上級職といったようなキャリアの在り方からも含めて、大きく見直さなければなりませんし、またその労働基本権のことの制約といった問題も出てきております。これをどうするかといったことも、1つのテーマでもございます。

それを直接には、委員会の立場で御審議いただくのが皆様方でございますが、そうした大きな公務員制度改革にも、将来をつなげていかなければいけない問題でございますので、どうぞよろしく、また御熱心に幅広い形の御検討をお願いする次第でございます。よろしく申し上げます。

山口副大臣

ありがとうございました。

続きまして、同じく副本部長でございます、竹中総務大臣よりごあいさつをいただきます。

竹中大臣

竹中でございます。私は、国と地方を通じた公務員制度を所管する総務大臣の立場から、一言だけごあいさつをさせていただきたいと思います。

今、中馬大臣から既にお話ございましたけれども、行政改革は、さまざまな形で政府としても熱心に推進をしてきたつもりでございます。

行政改革は、ある意味で「この国のかたち」を問い直すという非常に大きな役割を担っているわけでありますけれども、中でもここで御議論いただきます、公務員に関連する問題等々は、とりわけ政府と連合との政労協議での対話を通じて実現したのもでもありまして、この公務員の労働基本権を含む労使関係の在り方について、大変意義深い場になるであろうということを私も期待しているところでございます。

その趣旨は今、中馬大臣がおっしゃったことでありますので、特に付け加えることはございませんけれども、やはり、大変大きな歴史的な役割を担う委員会になっていただかなければいけないと思っております。是非とも、そうした点を改めて委員の皆様をお願い申し上げまして、総務省としては、公務員制度を所管する立場から、しっかりと連携、協力をしてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

山口副大臣

ありがとうございました。

続いて、川崎厚生労働大臣よりごあいさつをいただきます。

川崎大臣

厚生労働大臣の川崎二郎でございます。今、お話ございましたように、政労協議の結果、今日の改革推進本部専門調査会のスタートとなりました。重複は避けます。厚生労働省として、2つ申し上げておきたいと思えます。

労使関係を所管する立場から申し上げますと、公務員が強い使命感と意欲を持って働くことができるような公務員制度や労使関係の在り方を考えていただくことが、まず重要であると考えております。

また、この問題につきましては、ILOに対しまして、政府と関係者が真摯な取組を行っているところであり、国内の動向を引き続き見守っていただきたいと伝えております。

本専門委員会の状況につきましても、適宜、ILOに私どもも連絡をさせていただくということになりますので、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

厚生労働省といたしましても、本専門調査会の議論を進めていく中で、できるだけ協力をしてまいりたいと思いますので、どうぞ熱心な議論、そして深みのある議論を賜りますよう、お願いしている次第でございます。今日は、どうもありがとうございました。

山口副大臣

ありがとうございました。続きまして、私の方から委員の皆様方の御紹介に移らせていただきます。資料1の委員名簿に従って、五十音順で御紹介をさせていただきます。

朝倉敏夫委員。

稲継裕昭委員。

薄井信明委員。

内海房子委員。

岡部謙治委員。

小幡純子委員。

加藤丈夫委員。

川戸恵子委員。

古賀伸明委員。

佐々木毅委員。

清家篤委員。

田島優子委員でございますけれども、少し遅れて到着をする予定でございます。

西尾勝委員。

西村健一郎委員。

松本英昭委員。

丸山建藏委員。

御厨貴委員は、本日は所用により欠席でございます。

それでは、次に、この専門調査会の座長を選任していただきたいと思います。専門調査会の座長については、委員の皆様方の互選によりお願いすることになっております。どなたか御推薦をお願いできないでしょうか。

清家さん。

清家委員

佐々木委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山口副大臣

ただいま、佐々木委員という御意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

山口副大臣

それでは、満場一致で佐々木委員が座長と決定をいたしました。ここからの議事進行は、佐々木座長にお願いをしたいと思います。

ここで、中馬大臣、竹中大臣、川崎大臣は、所用のため御退室されます。また、恐れ入りますけれども、佐々木座長は、こちらの座長席へお移りいただきたいと思います。

(中馬大臣、竹中大臣、川崎大臣退室)

(佐々木委員、座長席へ移動)

山口副大臣

それでは、よろしく申し上げます。

佐々木座長

それでは、皆様の御推挙といいたしめようか、御賛成をちょうだいしましたので、座長を務めさせていただきます。何分にも、私の能力にいろんな意味での限界がございますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

私といたしましては、本専門委員会が円滑に進みかつ実り多い結果を生み出すことができるよう、努力をしまいたいと思っております。先ほどの3大臣の方からも、大分プレッシャーをかけられた気分ではありますが、私一人がどうこういたしましても、いかんともし難いものがございますので、その意味で、皆様方にはいろいろ御無理、御協力をお願いすることがあるかと思っておりますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日お配りしている資料に即して会議を始めさせていただきます。

まず、資料2の会議規則から始めさせていただきます。事務局からの説明をお願いいたします。

上田次長

失礼いたします。行政改革推進本部事務局の公務員制度改革等担当次長をしております、上田でございます。恐縮でございますけれども、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております、とじてあります資料の3枚目、ページでございますと、2ページ、資料2とございます。この会議を今後、運営していくに当たりましての、会議規則の案をしたためてございますので、御説明いたします。

まず、第一条、座長につきましては、互選によってお決めいただくということでございます。

併せまして、座長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が職務を代理するという規定を置かせていただいております。

第二条、招集につきましては、座長が招集をするということにいたしております。

第三条、議事についてでございますが、定足数は過半数。会議体としての意思決定をするルールにつきましては、必要な場合には、出席者の過半数。同数の場合には、座長の決するところによるというルールを掲げております。

第四条、会議の公開の扱いでございます。この席の会議そのものにつきましては、自由闊達な議論をお願いするということと、官邸の中でさせていただくということもございしますので、会議本体の扱いは、非公開ということで御理解を賜りたいと思います。

ただ、会議の公開性を高めることは大変重要なことでございますので、会議の配付資料、議事概要につきましては、座長の命により、事務局において速やかに公表するという扱いにいたしたいと考えております。

議事録につきましては、御発言者の御了解等もいただいてからと考えておりますので、後日、公表いたしますけれども、若干のお時間はいただきたいと考えております。

第五条、庶務でございます。基本的には、私どもの行政改革推進本部事務局において庶務を処理いたします。この際、総務省及び厚生労働省等の関係機関の協力を得て行いたいと思っております。

第六条、雑則でございますが、この規則に定めのないものについて、必要なことがあれば、今後、座長からこの会議に諮って定めるということにいたしたいと思っております。

以上が、会議規則案でございます。よろしくお願い申し上げます。

佐々木座長

ありがとうございました。

それでは、まず、今後の会議の運営についての規則の審議から始めようというわけでございますが、私自身は、この会議規則に従って進めてまいりたいと考えておりますけれども、この際、何か御質問がございましたらお受けしたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

佐々木座長

それでは、この会議規則に従って、運営をいたしてまいりたいと思っております。また、随時、いろんな機会に皆様方に御相談をさせていただきながら、会議を進めていく所存でございます。

なお、早速でございますが、第一条第3項の規定によりまして、日程の関係上、あるいはその他の事情で座長に事故がある場合、私が出席できない場合、代理をお願いすることが書かれてあります。この件につきましては、早速、私といたしましては、今日ここでお決めにいただきたいと思います。

私といたしましては、清家委員にこの座長代理をお願いしたいと思っておりますが、皆様から御了解をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

佐々木座長

そういうことでひとつよろしく願いをいたします。

資料2の関係を終わりました、資料3に関わる参考の資料も含めまして、今後の我々の活動に関わる基本的な検討事項等につきまして、事務局から少し時間をかけて御説明をいただきたいと思っております。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

上田次長

それでは、資料3以下につきまして、御説明を申し上げます。

まず、3ページ、資料3です。表題は「公務、公務員及び労使関係に関する専門調査会の検討事項とスケジュール」と記載をいたしております。

当専門調査会は、組織令上は名なしの専門調査会となっておりますけれども、体をできるだけ表すような名称をどうしようかということで、これから申し上げます検討事項をそれぞれ1語ずつ盛り込んで、公務、公務員、労使関係に関する専門調査会ということで、通称をさせていただいたらどうかということで、このペーパーをしたためてございます。

早速「1 検討事項」。当専門調査会のミッションということでございますが、これまで、先生方には、事前に若干の御説明は申し上げますけれども、次の3点をメインにいたしたいと考えております。

その1は、行政改革推進法にも掲げておりますような、これからの政府、簡素で効率的な政府における公務の範囲とは、いかにあるべきであろうかということを検討をお願いしたいと思っております。

2に、新しい時代の公務の範囲ということを前提とした上で、これが公務員と称されるのかどうかということも含めて議論の対象になるかと思いますが、それを担う従事者の類型化、そしてそれぞれの類型に応じた公務員というか、従事者の在り方を御検討賜りたいと思います。

でございますが、以上を踏まえまして、労働基本権を含む労使関係の在り方について御検討を賜りたいということを考えております。

以上、3点がメインの検討事項でございます。

以下「具体的検討事項」。今後の当専門調査会の議論を進めていく上で、基礎的なデータ等をお示ししながら、話題として供する必要があるかと今、事務局で考えております事柄を、羅列でございますが並べております。

1～3のような問題意識を前提といたしますと、例えば一番目のポツにありますように、我が国の公務とか公務員の範囲に関する沿革、明治以来の公務員はどのような公務員があったかとか、あるいはどういう仕事は公務であったかとか、そういった歴史的なチェックをするということも必要になるかと思っております。

2番目におきましては、我が国の公務の範囲の現状。公務員がやっていることがすべて

公務かどうか。近年におきましては、いわゆる独立行政法人化とか、郵政公社化あるいは郵政公社民営化といったような、公務の範囲がかなり変わってきているのではないかという問題意識がございます。こういったものの現状を踏まえる必要があるのではないか。そうしたことを踏まえて、公務の範囲を議論する。

真ん中辺でございますが、諸外国の公務員法制も、バックデータとしては頭に入れておく必要があるのかということを考えておりまして、いずれデータも御紹介を申し上げる必要があるかと思っております。

公務員ということになりますと、公務員の在り方、いわゆる守秘義務、身分保障、政治的行為など、服務とか任用といったことをどうすべきか。先ほど、中馬大臣からありましたような、キャリア制度のような考え方についても、こういったことの一環なのかと思っておりますが、そういった公務員の在り方。

勤務条件決定制度の在り方。まさに基本権による決定と法律による決定とさまざま入り組んでしようかと思っておりますが、そうした決定制度の在り方。

そして、それはそっくりで基本権の問題に結び付いてくる。

基本権と申しまして、伝統的な基本権だけではなくして、労使のコミュニケーションの在り方というのは、また多様化している面もあるのではなからうかという可能性もございます。そういった幅広く、労使コミュニケーションの在り方を御議論いただく必要があるのかなどということが、現在、私どもで想定をしていることでございますが、当然、今後の議論の中で、ほかの事柄に広がるということはあるかと思っております。

4ページ「2 スケジュール」につきましては、大体、1か月に1回程度、委員各位にはお時間をちょうだいして、これらの議論を進める上でお力をちょうだいしたいと思っております。

この後、説明しますが、ここまでの経緯もございまして、この議論の、言わばしりといいますが、期限をいつまでにとすることはあらかじめ決めないということにしておりますので、この4ページでは、期限という形で具体的に書いておりませんが、会議で当然、議論するわけでありますので、適切な時期にとりまとめ、あるいは長くかかりそうな場合には、中間とりまとめといったものを行うという定めにしておいてはいかがかと思っております。

なお、当専門調査会が組織上つながっております、行革推進本部本体が5年の時限措置となっております。これは5年かかるという意味ではありませんけれども、とにかくどんなに議論をしても、活動の期間は5年を超えることはないということをご参考までに書いております。

とりあえず、以上のとおり、検討事項の3項目、スケジュールを月1程度に行って、適当な時期にとりまとめを行いたいというのが、この会議で是非、皆様で御理解を賜りたいところでございます。

続けて、もう少し時間をちょうだいいたしまして、以下の資料について、補足をして説

明をさせていただきます。

5 ページでございますが、今回の専門調査会の設置に至りました経緯につきまして、レビューになりますけれども、御紹介申し上げます。

今年の1月16日でございますが、公務員制度改革等に関する政府と連合の協議、「政労協議」と略称しておりますけれども、これが開催されました。政府側からは、中馬大臣と竹中大臣、川崎大臣。連合側からは、古賀事務局長ほかの皆さんが御出席になりまして、以下の2点について、合意をしていただきました。

まず、基本権につきましては、その付与の可能性も含め、幅広く検討していく必要があるということで、認識を一致した。

連合側からは、そういう議論する協議の場を設置してもらいたいという要望があったということでございます。

ちなみに、この政労協議そのものは、2年前の平成16年5月、公務員制度改革関連法案の提出の議論があったときに、第1回が開催されておりますけれども、それから一年半経って、第2回目の政労協議が18年1月16日ということになったものでございます。

第2番目に、政労協議の次のステップは、今年の3月20日でございます。「検討する場」の設置の要望がありましたが、政府としては「労働基本権を付与する公務員の範囲について」というテーマ立てで「検討する場」を設置しようではないか。この「検討の場」においては、期限あるいは結論を先取りするわけではなくて、ニュートラルに議論をしようではないかということをごを政府側が述べまして、一応、この範囲で認識を一致させたというプロセスでございます。

そして、5月29日の政労協議で、3. に書いてありますように、政令に根拠を置く「検討の場」を設ける。

公務の範囲、従事者の類型化、そして基本権を含む労使関係の在り方について検討して、結論を得るといったところまで認識を一致させ、6月16日、行革推進法に基づく本部令を決定し、23日に施行されて、本日、第1回の会合にこぎつけたという経緯でございます。

参考1は、行革推進法における公務員の労働基本権等について検討するという根拠規定を掲げております。

7、8ページの参考2につきましては、今年の「骨太方針2006」の抜粋でございまして、政府の新しい閣議決定の中でも、公務員の関係につきましては、大きく取り上げられておりますのは、公務員人件費について、しっかり見直しを加えなければならないということでありまして、8ページの下の方には、公務員制度改革も能力、実績主義の問題と併せて、基本権問題についても検討を開始すべきであるという閣議決定になっているところでございます。

参考3。これ以下は、公務問題では、公務員問題に関する基礎資料でございますので、お詳しい先生方、多々おられるとは思いますが、御紹介だけさせていただきます。

我が国の国家公務員制度が、大方どういう骨組みになっているかということを示させて

いただいております。

公務員制度におきましては、制度概要のところにありますように、まず採用とか、昇任、降任等の任用の問題について、基本的には成績主義の原則のよるものだ、採用は競争試験によるものだといったような原則が法律に示されております。

「2 給与」につきましては、細かな給与の金額は給与法によりますけれども、その給与の決め方の基礎につきましては、職務給の原則。仕事の官職の職務と責任に応じたものということで給与を決めるということで規定がされておるところでございます。

10 ページでございます。「4 身分保障」というものがありますが、職員は法律、規則に定める場合を除いて、意に反して、降任、休職、免職されることはないという、いわゆる公務員の身分保障という規定がございます。この身分保障の規定につきましては、巷間、労働基本権の制約との見返りであるかのような議論がなされることがままございますけれども、制度的には、職員が恣意的にその職を奪われることのないようにすることによって、公務の中立・公正性を確保するということがその趣旨でございます。勤務条件に関する交渉権とかスト権とかということとの見合いでこれを保障しているものではないということは、一応、改めて確認しておく必要があるかと思えます。

飛ばしまして「6 服務」につきましては、服務上の制約。

まず、その1は、争議行為の禁止等の基本権の面での制約。

信用失墜行為の禁止。

守秘義務。

政治的行為の制限。

営利企業への就職の制限といった制約が課せられているということでございます。

国家公務員は以上でございます。次の11、12ページにつきましては、地方公務員でありますがおおむね、これとパラレルな定めになっておるところであります。

13ページ。今回の調査会の一番核になりますので、御案内と思えますが、改めてこの図表で現状を御確認していただければと思えます。

我が国では、憲法で労働者の基本的権利、団結権、団体交渉権、争議権を保障している。この勤労者には、公務員も含まれるということになっております。

しかしながら、一定の制約は憲法上、認められるというのが最高裁判所の判例で確立をしているところでございます。

個々の公務員の区分別の基本権、付与状況が半分から下の図解でございます。国家公務員の場合、例えば私たちのような非現業職員の場合ですと、団結権はある。

団体交渉権につきましては、交渉することはできますけれども、両当事者を縛るような協約を結ぶことはできない。

争議はできないということになっております。

しかし、一方で、現業あるいは特定独法、郵政公社につきましては、協約締結権まで認められる。

争議権はないということでございます。

地方公務員につきましては、非現業職員は協約締結権はありませんが、法令に反しない範囲で書面による協定はできるという規定になっております。

争議権は認められておりません。

民間は、これら争議権まで含めて、認められているということでございます。

これが現状でございます。

15 ページで、公務員制度改革の経緯をもう少し言及させていただきます。平成 12 年に「行政改革大綱」という閣議決定がございまして、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度を実現するというので、公務員制度を抜本改革するという決定が行われました。これを受けて、平成 13 年 12 月 25 日に「公務員制度改革大綱」が決定をされました。この大綱におきまして、基本権については、現行の制約を維持するという事等、そのほか、能力等級制度を導入する、あるいは官民交流の推進をする、営利企業への再就職に対する承認制度の導入、あるいは行為規制の導入といった事柄がこの大綱に盛り込まれておったところでございます。

後のペーパーにありますように、その後、労働団体から I L O の提訴等があり、16 年 5 月末には、第 1 回の政労協議があったりしたわけでありまして、公務員制度改革関連法案そのものは、国会上程に至らずに、平成 16 年 12 月 24 日の閣議決定におきましては、制度改革は、制度設計具体化と関係者の調整を更に進めて、改めて提出を検討するという状態、ペンディングになる。その下で、現行制度下でできる事柄、例えば評価制度の試行をするという事柄などは、先行的にやっという形になったところでございます。

そして、昨年末の平成 17 年の行革の重要方針の中で、公務員制度改革について、いろいろ人事制度、給与の在り方、キャリアシステム等、幅広い観点から検討するという決定をしたわけで、これが 18 年 6 月 2 日の行革推進法にそのまま盛り込まれたという経緯でございます。

その後、閣議決定の資料が付いておりますが、飛ばさせていただきます、行革推進法までありますが、35 ページ、資料 5、I L O との関係若干言及させていただきます。

「I L O 結社の自由委員会における公務員制度改革案件の経緯」というものがございまして、平成 13 年 12 月 25 日の閣議決定を受けて、連合、全労連がこの大綱の決定については、その手続、内容に問題があるということで、I L O 結社の自由委員会に大綱撤回を求めて提訴があったわけでありまして。

これを受けて、I L O 結社の自由委員会で討議がなされ、そこでは基本的には、基本権の現行の制約を維持するという考えを再考すべきであるということと、関係者の有意義な協議を行うべきであるといった事柄が指摘をされ、報告書として採択をされたところであります。

このトーンがずっと続いておりますが、平成 14 年 11 月、平成 15 年 6 月、引き続き同様の報告及び勧告が出ております。

平成 18 年 3 月、今年であります、結社の自由委員会の報告書におきましては、年頭以来の政労協議の進展を報告してございますので、これを踏まえまして、行革の重要方針や政労協議を通じた事態の進展を歓迎するという旨の報告が出されております。

併せまして、その対話の枠組みができたということに留意しつつ、その現在の努力を続けるように促すという報告書が、直近は今年の 3 月に出ているというところでございます。以上が背景でございます。

以下、公務員の数とか、どういう職種がいるとかという資料が後に付いておりますが、お時間のあるときに御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

佐々木座長

どうもありがとうございました。

ただいま、本調査会の検討事項、今後の進め方、課題等について、またこれまでの経緯について、事務局からかなり詳細な説明がございました。この際、御質問がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

丸山委員、何かございませんか。

丸山委員

意見でもよろしゅうございますでしょうか。

佐々木座長

勿論です。

丸山委員

丸山と申します。省庁再編以来、この公務員制度改革というのは、いろんな場で取り上げられてまいりましたけれども、こういう場ができましたことに、敬意を表したいと思います。そこで、2 つほど、要望、意見を申し上げたいと思います。

1 つは、検討事項についてでございます。資料 3 に示されております検討事項は、設置の経過を踏まえまして、私も歓迎いたすところでございます。

ただ、具体的な検討事項に、諸外国の公務員法制というのがあるわけですがけれども、今ほど、事務局から最後に提起がございました、ILO、国際労働基準という項目が具体的には載っておりません。是非、諸外国の公務員法制と ILO、国際労働基準ということをつけ加えて、検討テーマに挙げていただきたいと思いますというのが 1 つでございます。

もう一つは、検討スケジュールについてでございます。また、資料 3 の次のページに記載されてございますが、月 1 回、論議の過程で、適切な時期にとりまとめるというように記されております。これは私も異存はございませんが、なお、その下に 5 年の時限設置とあ

る。これを超えるものではないという御説明もございましたが、やはりスピード感が必要だと思しますので、できることなら、適切な時期は1年ぐらいで中間まとめをとりまとめ、そして通常ですと、パブリック・コメントをかけ、そしてそれらの意見を更に論議を深めて、およそ半年ぐらい後に最終報告がまとまるというのがいいのではないかと期待をいたしております。

したがいまして、検討するテーマをどのように積み上げて中間まとめにしていくのか、座長に是非、お取り計らいをいただきまして、実りある審議になりますように、要望を申し上げます。

以上であります。

佐々木座長

ただいま御質問というよりは、御意見に近い御要望もございましたが、ほかの委員からも何かそういうことであれば、御発言でございますでしょうか。

事務局の方から何かどうぞ。特にございませんか。

上田次長

特にというほどございませんが、ILOの国際労働基準等の話でございますけれども、この具体的検討事項というのは、そうするともろもろでございますので、御指摘のあった点も排除されるものはないということは、当然、理解をしております。

佐々木座長

スケジュールについて先取的に何か具体的なことを申し上げる局面では、まだないと思っております。

しかし、ここにお集まりになった方が、ずっと長くやりたいという人ばかりではないだろうということは推察をしております、合理的な範囲で合理的な結論を出すような委員会に是非したいものだ、座長としてもその気持ちであります。

ですから、これは私自身の心積もりということで受け止めていただければと思います。

川戸委員、何か。

川戸委員

スピードも大事ですけれども、こういう大きな制度の見直しですから、じっくりと議論して、5年というのは幾ら何でも長過ぎると思いますけれども、2年ぐらいでまとめていて、中間報告まとめなどができたらいいのではないかと思います。

ILOの資料については、是非、出していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

佐々木座長

ほかにございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、今日はこの資料につきましては、一応済んだといいましょうか、ある意味では、お目通し、御説明いただいたということで、また取り上げることもあるかとは思いますが、今日これは一応片付けたということにさせていただきたいと思っております。あとは、この中身の問題をこれから議論していただくということにしたいと思っております。

もし、特に御発言ございませんようでしたら、これをもちまして、本日の会議は終了させていただきます。

なお、一言申し添えさせていただきますが、私からブリーフを今日はやらなければいけないかと考えております。これもどういう形でやるかについては、またおいおい検討させていただきたいと思っておりますが、今日は初めての会議でもございますので、やはり私からブリーフをさせていただくことにしようかと考えております。その点、御了承いただければと思っております。

もう一点は、次回の会議でございますが、これについては何か事務局からありますか、今、調整中ですか。

上田次長

事務局といたしましては、月1と申し上げましても、8月は失礼でございますので、飛ばしまして、9月中旬を目途にしたいと考えてございます。具体的には、ピンポイントで恐縮でございますけれども、9月13日の午前の時間帯を各委員には是非、御確保をお願いしたいと考えております。午前というのは、10時を目途にと考えております。

佐々木座長

10時からお昼ぐらいまでの時間帯ということのようです。9月中旬。現内閣のうちにもう一回やっておこうということではないかと思っております。

そういうことで、大変委員の方々がどうございまして、調整はなかなか難しいかと思っておりますが、ひとつ御協力のほどお願いしたいと思っております。

9月13日、水曜日午前ということで、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上